

是も舊は稱言にて、異國より投化し人を神宮に獻らる、例にて、齋置の意なりと云説もあれど、齋君イキミの義なるべく思はる、いかにとなれば、古語拾遺に至於輕島豐明朝、百濟王貢博士王仁、是河内文首始祖也、秦公祖弓月、率百廿縣民而歸化矣、漢直祖阿知使主、率十七縣民而來朝焉、秦漢百濟内附之民、各以萬計、足可褒賞、皆有其祠、未預幣例也、至於後磐余稚櫻朝、三韓貢獻奕世無絕、齋藏之傍、更建内藏、分收官物、仍使阿知使主與百濟博士王仁記其出納、更定藏部、至長谷朝倉朝、秦氏分散、寄隸他族、秦酒公進仕蒙寵、詔聚秦氏、賜於酒公、仍率領百八十種勝部、蓋織貢調、充積庭中、因賜姓字豆麻佐、自此而後、諸國貢調、年々盈溢、更立大藏、令蘇我麻智宿禰檢校三藏、齋藏、内藏、大藏、秦氏出納其物、東西文氏、勘錄其簿、是以漢氏賜姓爲内藏大藏、令秦漢二氏爲内藏大藏主、論藏部之縁也、とあるによりて、按ふに、秦漢より歸化する氏人の上たる者は、秦公、東西文部などにて、其氏々に君たる族なるが、齋藏どもの出納帳簿を掌る藏部の君たる由に聞え、また同書に、其四日忌寸、以爲秦漢二氏及百濟文氏等之姓とある註に、蓋與齋部共預齋藏事、因以爲姓也、とあるにて、著ければなり、

使臣主

〔書言字考節用集十〕姓氏臣所位署式

〔日本書紀二十九〕天武十三年十月己卯朔詔曰、更改諸氏之族姓、作八色之姓、以混天下萬姓、○中六日臣オムコ

〔拾芥抄中本〕姓戶錄臣

〔日本書紀十五〕顯宗穴穗天皇三年十月、○中帳内日下部連使主、使主日下部連之名也、

〔古事記下〕安天皇爲伊呂弟大長谷王子、而坂本臣等之祖根、臣遣大日下王之許、

〔日本書紀十三〕安元年二月戊辰朔、天皇爲大泊瀨皇子、欲聘大草香皇子妹幡梭皇女、則遣坂本臣祖根

使主、請於大草香皇子、

〔日本書紀十二〕履中二年十月、當是時、平群木菟宿禰、蘇賀滿智宿禰、物部伊葛佛大連、圓此云豆夫羅○大使主、共